

福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者へ3年間の助成を行う。

2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。

3 交付方法

① 実施方法: 障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積増し

② 実施主体: 都道府県

③ 補助割合: 定額(10/10)

④ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者

(ア) 各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

(イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。

⑤ 交付額 : 報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率

※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

4 事業規模

合計 約1,070億円 (福祉・介護職員(常勤換算)一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額)

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

事業者の新体系移行の促進【355億円】

1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

① 新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業：新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価：1施設当たり 20,000千円以内

② 開設準備経費

- ・対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費：初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）
- ・補助単価：1事業所 1,000千円以内

③ 就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設：就労継続支援事業所
※効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価：1施設当たり 100,000千円以内

④ 移行時運営安定化事業（仮称）

- ・事業内容：旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前（移行前）の事業収入額を保障する。
- ・助成額：（旧体系における事業収入額）－（当該月の事業収入額） ※ 21年10月サービス分から実施予定

(2) 実施主体 ①～③ 都道府県、④ 市町村

(3) 補助割合 定額（10／10）

※具体的な算定方法など詳細については、今後、事務処理要領によりお示しする予定

3 事業規模 約355億円 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し（実施年度：平成21年度～23年度）